

第八回国会 衆議院 文部委員會議録 第二一號

昭和二十五年七月十八日

出席委員 岡延右三門君 小西 英雄君 圓谷 光衛君 小林 信一君 松本 七郎君

出席委員 長野 長廣君 理事岡延右三門君 理事小西 英雄君 理事圓谷 光衛君 理事小林 信一君 理事松本 七郎君

出席委員 長野 長廣君 理事岡延右三門君 理事小西 英雄君 理事圓谷 光衛君 理事小林 信一君 理事松本 七郎君

出席委員 長野 長廣君 理事岡延右三門君 理事小西 英雄君 理事圓谷 光衛君 理事小林 信一君 理事松本 七郎君

出席委員 長野 長廣君 理事岡延右三門君 理事小西 英雄君 理事圓谷 光衛君 理事小林 信一君 理事松本 七郎君

出席委員 長野 長廣君 理事岡延右三門君 理事小西 英雄君 理事圓谷 光衛君 理事小林 信一君 理事松本 七郎君

出席委員 長野 長廣君 理事岡延右三門君 理事小西 英雄君 理事圓谷 光衛君 理事小林 信一君 理事松本 七郎君

委員外の出席者

專門員 横田重左衛門君 專門員 石井 巖君

七月二十日 教育財政確立等に関する請願 (水谷長三郎君紹介) (第八号)

新制大学における厚生補導対策に関する請願 (圓谷光衛君紹介) (第九号)

新制大学農学部に総合農業学科設置等の請願 (若林義孝君外一名紹介) (第一〇号)

標準義務教育費に関する法律制定促進の請願 (圓谷光衛君紹介) (第一一号)

同 (若林義孝君紹介) (第一二号)

同 (鍛冶良作君紹介) (第一三号)

七月二十日

文化財保護委員会委員人選に関する陳情書 (大阪市天王寺区茶臼山町百工十一番地大阪府立美術館長望月信成外二名) (第三四号)

六・三制校舎整備費増額の陳情書 (鹿児島市鹿屋島原議会議長増田謙) (第四一号)

六・三制校舎整備費に対する国庫補助継続の陳情書外二十三件 (宮崎県東諸郡八代村村會議長高橋義信外二十八名) (第四六号)

元号廃止、西曆採用に関する陳情書外一件 (東京都台東区上野公園日本學術會議會長龜山直人外一名) (第六四号)

六・三制校舎整備費に対する国庫補助継続に関する陳情書外四件 (佐賀市佐賀県議會議長田中虎登外四十五名) (第六五号)

標準義務教育費確保に関する法律制定の陳情書外四十一件 (宮崎県南那珂郡大東村大矢取小学校P・T・A会長井上乙次郎外二千八百六十七名) (第六六号)

六・三制校舎建築整備費に対する国庫補助継続の陳情書外五十一件 (宮崎県西臼杵郡岩戸村仲組校P・T・A会長工藤優外九万七千九百名) (第七三三号)

本日の會議に付した事件

國政調査承認要求に関する件 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案 (内閣提出第五号) (予) 文部行政に関する件

○長野委員長 これより會議を開きます。

この際お話ししたいことがございます。今今期中も衆議院規則第九十四條により國政に関する調査の承認を得ておきたいと考えます。ただいまその承認要求書を朗読いたします。

國政調査承認要求書 一、調査する事項 標準義務教育費に関する件 宗教法人に関する件 国宝保存に関する件 社会教育に関する件 学校教育に関する件

二、調査の目的 標準義務教育費設定のための基礎的実体調査、宗教法人立法案のための実情調査、国宝保存措置に関する調査及び教育問題の

実情調査

三、調査の方法 関係各方面より事情聴取、参考資料の要求、小委員会の設置等

四、調査の期間 本会期中 右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十五年七月二十四日 文部委員長 長野 長廣 衆議院議長 幣原喜重郎殿 たいだいま朗読いたしました要求書を議長に提出いたしますに御異議ございませんか。

○長野委員長 それではさように決しました。

○長野委員長 次に昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案を議題といたします。本法案は去る十三日予備審査のため付託せられた法案であります。これより提案理由の説明を聴取いたします。

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案



すのが十六、村では九つあります。合計しまして四十六の市町村に委員会が設置されております。本年新しく委員会を設置する市がおよそ二十一と、現在のところ予想されております。これらの市につきましても、いろいろと問題もあるようでありまして、委員会を設ける予定であるところから判定して、二十一の市においては、委員会を設置することが、財政上その他に非常な困難を生ずることはないだろうというところは想像されると思ひます。

○笹森委員 岡崎官房長官にお尋ねしたいと思ひますが、近來私ども国会で審議しなければならぬ法律が非常に多くて、むしろ煩累を感じるような状況であります。これは従来のドイツ流の法律の考え方でなくて、最近近は英米流の方式が国会においても取上げられたという傾向になつておることも了承されるのであります。立法はできるだけ簡潔で、これを適用することができるようになつておる方がよいのではなからうかという観点から、お尋ねをしたいと思ひるのであります。

今度の御提案の御趣旨は、たゞいまの長官の御説明でよくわかつたのであります。特に昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例として、これを御提案になつたのでありますけれども、先ほどの御説明によると、国勢調査は大正九年以来十月一日に行われるということが、累年比較のためにもよろしいという御説明のようであつたのであります。従いまして将来ともあるいは四年に一度であるとか、あるいはまた必要があるとか、その間でもこの種の国勢調査が行われ

る機会が相当あるかと思ひるのであります。そうして教育委員会は二年ごとに選挙があるとするならば、今日御説明になつたと同様な困難が将来ともあるという見通しがあるべきはずだと思ひるのであります。でありますから、二十五年のこの機会に根本的にこの問題を処理しなかつたら、あるいは二年後、四年後に同じ困難が起るといふことが予想せられる点において、どういふわけでそういう根本的な処置をおとりにならなかつたか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○岡崎政府委員 たゞいまの笹森さんのお話、まことにごもつともだと存じます。われ／＼も御趣旨のような意味で研究をいたしたいと考えておりました。将来にわたつていろいろ時々の法律を出すよりも、やはり一つの法律で一番いい時期をあんばいしてやるのがよろしいと考へるのであります。すでに法律で十月五日ということがはつきりきまつておりますので、これを根本的に変更するには、いろいろの關係を十分考慮した上で、間違ひのないところにする必要があると考へまして、とりあえず本年はごういたしします。が、関係当局において、十分御趣旨の点は考慮したいというふうに考へておられます。

○長野委員 官房長官に対する御質問は別にありませんか。  
○今野委員 文部省に対する質問を続けたいと思ひます。さつき希望をされたところであるから、予算の面は大丈夫だというお話でありましたが、実はこの前の国会でも図書館法というものができて、それに対して予算がなかつたわけでありまして、そういうような

予算が非常に不十分な場合とか、いろいろの場合に、どういふことが起るか。これは従来ともいろいろ問題があつたのであります。たとえば教育委員会の場合には、取締り的な面は相当やられるけれども、予算を伴う実質的な面を与える方面は、なか／＼やりにくい、こういうことになつてもなるわけでございます。それで図書館法などの運命は一体どうなつておるか、現在実施状況はどうか。それから、そういうことから考へてみて、たとえば教育委員会が今までに重荷になつておる市など、例はないかどうか。そういう点について、もう少し詳細な話を聞かせていたいただきたいと思ひます。

○關口政府委員 教育委員会の現状から見まして、町村につきましては、多少財政上の裏づけがしつかりしてないために、教育委員会としても困難があるというところは聞くことがございまして。しかし市につきましては現在実施しているところで、これはもうやめなければならぬ、これではどういふやつて行けそうもないというようなお話も、あまり聞かずにあります。しかし将来については、教育委員会を財政上充実し、これを強化することが非常に必要だということは、皆さんから伺つておりました。その方面につきましても、われ／＼の方としまして、いろいろ対策を研究中で、よく御存じのことだらうと思ひます。簡単にございませうが一応これで……

○今野委員 それではお伺ひしたいのであります。方々の市で——私神奈川県ですけれども、神奈川県であらうからでもつて、いわゆる財政困難をなくすために、競馬が最初ですが、今度

は競輪を盛んにやり始めております。このことが道徳的にも、また個人生活の上にも、非常に破壊的な作用を及ぼしている。そこでそういうものを使つてまで教育費その他の市の費用が足りない。そのために今度はまた、できれば空くじというものもやりたいというような希望も持つておる。これもやはり賭博的なものですね。そういう教育に逆行するようなものをやつてまで市の費用を出さなければならぬ、こういうことが行われているわけですね。それからそればかりでなく何か今度の地方税法の実施に伴つて、何でも寄付金が相当詰められるということでありまして、しかし現実には、現在のところ学校の運営はほとんど寄付金で行われておる。実際に市から出る費用だけでは、通信簿をちゃんと備へることさえもむずかしいところもあるようでありまして。それさえもやはりPTAの寄付金でまかなつておるというやうな状況で、非常に負担が重い。そのために、この間も文部省にトラツク二台でたくさんのお教育費増額の陳情が来ておつたようでありまして、こういうやうなことを照し合せて考へてみますと、何か大して支障はないと言われれば、けれども、どうしても少し感覚が麻痺しているんじゃないかしらとさつて考へられるわけでありまして。そういう点は大体教育委員会をつくるので、教育をりつぱにやるためにつくるわけでございます。それから、そういう点がどうも形ばかりで、形さえできればこれで安心だ、その責任を預けてしまつて安心だ、こういうやうなところがありはしないかと思ひるのであります。そういう点で文部

省でも苦情やいろいろなものが出てくるだらうと思ひますが、そういうものについて、やはり率直にお答えを願ひたい、こういうふうに考へておる次第なのです。幾つかの問題がありますが、教育に反するような競輪や賭博行為、そういうものをどうも教育費をまかなうという傾向はないかどうか、もう一つはPTAの寄付金などはこれをやめることができるかどうか。

○森田政府委員 最初の教育費の収入の問題であります。これは御承知の通り、教育委員会はみづから収入源を探し、あるいはまたこれの増額なりをはかるというごもつともではないと思ひます。従いまして教育費が県費の中相が多額を要する部分になつておりましたので、教育費も頭になつて、県の収入増加のために競輪とか、あるいはその他の計画を立てることはあるけれども、あるいはまた教育の費用を特にまかなうというごもつともを目的にして今のやうな事業の計画というものは、いまだ聞いていないのであります。

それから第二番目の寄付金の問題であります。この点は御承知の通り、地方税の改正の場合におきましては、シヤウブ補助におきまして、昨年までのPTAの寄付金の総額は全部で二百四十億になつておると聞き及んでおられますが、その中の三百億は地方税に織り込んで税としてとるといふやうな改正の趣旨が織り込まれておると聞いておられます。従いまして、もし地方税法が成立いたしましたら、PTAの寄付

底されることになれば、PTAの寄付

底されることになれば、PTAの寄付

金もおのずから減少するものと考えておられます。

○長野委員長 本問題はあとにまわします。他に御質疑はありませんか。――本案に対しては他に御質疑もないようでありまして、本法案に対する本日

の質疑はこの程度にいたします。

○長野委員長 次に文部行政に関する件を議題といたします。質疑を許します。坂田委員。

○坂田(道)委員 私は来年度の教科書の製造資金に関する若干の質問をいたします。去る七月十日の新聞であつた記憶しますが、今のような状態であつたならば、来年度の教科書は間に合わないのではないかと、いろいろな話が出ておつたのではないかと。そういうような事情から、私若干調査をいたしましたところ、昨年度の資金の需要と今年度の経済の状態とを比較いたしました。非常に金額が詰まつておりまして、本年度においては、どうもいまかない得ないという状態でありまして、このままではどうも来年度の四月から、ある学校においては、教科書が間に合わないという状態を憂うる一人であります。こういう点につきまして、どうもこの状況になつておるか、あるいはその状況に關してどういふような対策を立てておられるかということをお伺いしたいのであります。

○關口政府委員 お答えいたします。大臣は少し所用があつてよそに行つております。まず第一に教科書の需給状況について簡単に申し上げます。去年までは大分需給のことで問題がありまして、手に入らないという話も聞きましたが、今年は大體二億三千五百万冊

というものを供給いたしました。パーセントということになります。なお、ものによりましては返本があるというところになりましてこれは終戦後初めてのこととございまして、返本のあつたところはないのであります。とにかく全部間に合うようになつたということは、非常にありがたいことだと思つております。

融資状況であります。来るべき十六年度、来年春から入用の教科書は大體千七百八十八点、二十五年に於いては九百五十六点でありまして、かなりふえておるのであります。見込みの需要数が二億七千万冊、二十五年に於いては二億五千冊でありまして、これに必要な用紙代、印刷代、製本代を合せますと、これを一番たつぷり見ますと、約四十九億圓、ごく内輪に見ても四十億圓ぐらゐといふことが今から予想されております。ところが御承知のように教科書は最初の製造準備に着手しましてから、実際に代金が製造者の手元に返つて来ますまでは、短か

いもので六箇月、長いもので十二箇月にわたるような融資状況にございまして。昨年までは比較的金融がよかつたことと、教科書業に対する世間の見込みがよかつたせいがありますが、さしたる困難なく資金がまかなわれて参りました。もつとも昨年は日銀の特別の融資あつせんをお願いしまして、日銀のお口添えで、市中銀行から各会社が融通を受けておりました。それが末端の供給業者の方でも似たような資金の融通を受けておつたようございまして、しかるところ最近になりまして、中央の資金の關係が少しきゆうくつになつたということからして、資金の短

期の方のものがよくて、長期は好かれないと申しますか、なか／＼話がつかないということから、この五、六月ごろから急に問題が起つて参りました。私の方としましては、事情がわかりましたので、大蔵省にお願いをいたしました。銀行局長から日銀並びに市中銀行に対して、教科書の融資について特別とりはからい方について通牒を出していただき、なお再び日銀等に伺ひまして、あるいは業者の方と一緒に伺ひまして詳しく事情をお話し、また対策について力添えを受けておるといふ状況にございまして。

○坂田(道)委員 ただいま政府委員のお話で、大體事情はわかつたのでございしますが、教科書の冊数といたしまして大體二億五千万冊、所要用紙として大體八千万ポンド、それに對するたつぷりの資金が四十九億圓ぐらゐ。ところが私が聞きましてたつぷりよりまして、この用紙が、今年製造ができて、ところがその第一、四半期の配給があつたにもかかわらず、その用紙代さえも払えないという状態である。それほどまでに金詰まりで逼迫しておるといふような状態にございまして、ただいまの政府委員のお話にもありました通り、昨年度においては若干の日銀の融資あつせんもあつた。ところが今年度においてはそれもほとんどできないような状態にあるというわけにございしますが、日銀に文部省あたりでどういふふうな折衝されたか、その折衝の内容をもう少しお話をなれまして、ら、ひとつ御説明いたしたい。

○關口政府委員 お答え申し上げます。こまかい事務的な打合せは、われわれ事務当局と日銀の事務当局といたしておられます。最近業者の方でござらえております団体がございますが、そちらの方の金融關係の代表委員の方六名が、日本銀行の總裁と親しくお目にかかつて、いろいろとお話を聞いていただきましてお話を伺ひました。なおそれに引続きまして事務的に話を進めつつあるというのが、日銀關係でございます。

○坂田(道)委員 検定教科書になりまして、直接の責任は文部省にないと思つておられます。しかしながら教科書が見る手に入らないということは、文部行政として一つの重要な問題であると考へますので、せつかく大蔵省と日銀の方にも御努力をいたして、それで最小限度製造に間に合うだけの資金は、ぜひとも確保していただきたいということをお願いしておきます。一面におきまして、この製造資金を大蔵省なり、あるいは日銀にあつせんしてもらわなければならぬところに、一つの問題があるのではないかと、いふふうに考へます。その点になりまして、やはり製造業者における資金の蓄積というものができておらない。これはもちろん一般経済事情にもよることながら、なおかつある程度教科書の発行に關する臨時措置法によつてその資金の蓄積をはばんでおるといふような状況もあるように考へられるのであります。この点について、たとへば改正されるというふうな御意思があるかどうかという点が一つ、もう一つは、何か保証金制度というものがあつて、発行部数が増えたら、ただちにその三分を出さなければならぬ、こういうふうな金融逼迫の時期において、発行部数の三分を、来年のほとんど六箇月先で

なければ金が入つて来ないという状況では、現在の経済事情から考へますと、矛盾しておるといふような面もあると思ひますが、こういうふうな臨時措置法を改正する意思があるかどうかという点をお伺ひいたします。

○關口政府委員 お答え申し上げます。あとの問題についてであります。教科書の発行が非常に金融上苦しいのに、保証金を三分とすることについては、むりではないかというお話でございますが、このことは、三分がよい、二分がよいかというふうなことについては話を聞いております。この問題と先の方のお話がありました問題とからんで参るのであります。大體教科書は、昔は非常に、統制経済といふものがない時期にも、いわば統制的に、計画的に國が関与して、生産して来たのであります。終戦後は、思い切つて一般の自由競争にゆだねられるといふような傾向をとつて参りました。これにはいろいろの事情があつたかと思われまして、そこでたれか人があつたとして、その人が非常にいい教科書のプランを編纂するということになりまして、その人が経済的に発行するだけの能力があるかないかということは無關係に、その品物がよいか悪いか、その教科書がよければなるかどうかが、このことを検定委員会に出すことができるのであります。検定委員会で見ると、これはつばな教科書である、これなら合格であるといふことをきめますと、その事は発行する段取りになるわけでありまして、自分で発行するかどうか、よその人に頼むかどうかということは別でございまして、とにかく発行することになります。発行する段

取りになつて、いよいよ発行する人が、もし経済的な実力がなかつたならば、これは発行することはできないことになり、発行するで、そこでいよいよ発行する段階になり、発行する人は非常な資力を備え、経済的な実力を備えておるということが保証するために、保証金をとることが制度になつておるのであります。実は保証金を納めるときは、いよいよつくるときでありますから、つくる方にすると両方に金があるということになり、話は一応むずかしくなつて来ておると思ひます。そうかといつて計画するときに、最初に保証金を納めるときに、これもプランをつくるときに金を用意するということはどうかといふことで、現在の規則になつておるわけであり、しかしこのことについては、いろいろ御議論があります。なおかつ現在の原価計算の方式等についても、いろいろ御議論がありますので、これは目下教科書に関する審議会というのがあります、その審議会で詳細審査しておるのであります。

○坂田(道)委員 昨年度も大分わい、わい言つて、この資金の問題について文部省にたしか押しかけたのだらうと思ひますが、しかしその結果は、本年度は非常に順調に進んだというわけで今年もまたわい／＼言つておるけれども、実際は何とかなるだらうといふふう、非常に軽くお考えになつたのでは、来年度も非常にとんだことになるのではないかと、先ほど申しましたように、経済事情が一変しておりますし、何しろこういうような長期資金に対しては、なかなか銀行も出せないような状態にござ

いますので、その点はよく認識を深められまして、ごあつせんをしていただきたいというふうに考へる次第であります。

それからもう一点、これは教科書ではございませぬけれども、全国に新制大学ができたわけであり、その中で非常に設備が不十分であるといふようなところが、ずいぶん多いといふようなことで、今度また再審査をやつてこれを落して、そうして短期大学に格下げをするといふような話を聞いて、また地元の新制大学等においては、ずいぶん心配もして行つて、あるようございしますが、どういふお考えであるか、そういうことをひとつ伺つておきたい。

○森田政府委員 新聞紙上におきまして、仰せのように、新制大学の再審査、並びに審査に合格しなかつたものを二年制の大学にするかもしれないといふことが、載つておりましたが、これは実は若干誤り伝えられた点があるものであります、文部省といつたしまして、御承知かもしれぬと思ひますが、新制大学の設置審議会におきまして、その設置を決定する際に、無条件で決定したものはごく少数でありまして、それ／＼新制大学としてのレベルに達しておると認められるお幾多の改善の要綱があるものであります。この条件がすみやかに改善されることを文部省においてもまた希望し、努力いたしますと同時に、各地元におきましても、あるいはそれ／＼の大学当局におきましても、努力すべき点が条件となつておるのであります、これらの条件をどの程度満たしておるか、また今後その条件を満たすには、見込みが

あるかどうかという点につきましまして、文部省にいたしまして、また大学設置審議会におきましても、常にこれを調査し、これが条件の成就を促進するよう方法を講ずることが、当然の義であると考えておるのであります。従ひまして、これらの条件の成就に必要なる調査を行い、それ／＼にまたその促進を特にこの際すみやかに行いたいといふことを宣明いたしたのであります。これらの条件がすべて成就していなければ、全部二年制に格下げをするか、あるいはまたそれに開連して必要な措置をたゞらに講ずるといふようなことは、現在のところ文部省は持つていないのであります。しかしながら、将来万一このような大学としての条件がどうしても備わらないといふような場合におきましては、そのとき問題になることがあるかもしれないと思ひますが、少くとも現在の段階におきましては、さういふ意思はないのであります。

○坂田(道)委員 ただいまの条件と申しますのは、今年の秋とか、あるいは来年の四月までとか、そういう条件になつておるのでありますか。

○森田政府委員 これは各大学によつて、それ／＼全部条件が違つておると思います。しかしながら年限を限つてつけられた条件は一つもないと考えております。

ますけれども、その点お見通しはどうか。

○開口政府委員 先ほどから教科書の金融のことについて将来非常に重大であるといふことにつきまして、御忠言をいただきましてありがたく考へております。どうも教科書というものは、品物が手に入らなくなりまして大騒ぎが起るのであります、しかしどうにかなつておるときは、だれもかまわれないといふようなところがございませぬ。また教科書がたいへんもうかる商売であるといふふうな感違ひをして、仕事を無手で始めた方が、非常にきつろくつになつたといふようなこともございませぬ。どうも私は新米で、やつとこのごろ様子がわかつて来たのであります、何つておりますと、このほかにたいへんな仕事なのであります、ことに長い／＼間持たせられて行かなければならぬのであります。好況のときも不況のときも、少しもかわりなく続けて行かなければならぬ、そういう仕事として、非常に困難な仕事でございませぬ。これを完全に自由企業に移して行くといふことが、ほんとうにできるのかどうか、このことについても、いろいろ問題が起つておるやうに伺つておる。現在のところほとにかく検定を受けることと、それからつくるところまでは、それ／＼の審査にパスして、それ／＼の条件を備えさせればできるということになつて来た。ところが、こういう金融界の事情の変化によつて、先行きが非常に心配されることになつたのです。それで根本的に一体どういふぐあいにしたらいいかということも、実は寄り寄り相談をしておるところでございませ

す。さしあつたりの問題としまして、従来の御縁故によつて、日銀にまたお願いいたしましたところが、繰越も非常に快く業者の方に会われまして、文化事業には十分のことをしななければいけない、自分たちは十分バックアップする、しかし業者の人も、商売として実際に引合ふような、りつばな営業をやらなければならぬ。そういうふうなすれば、われ／＼としては長期だとか、短期だとか言わないで、できるだけの御援助をしようといふ、力強いお話がございませぬ。なおその際、今お話に出ました預金部資金、あるいは見返り資金のことも、われ／＼は考へまして、当局とそれ／＼打明けてい

お話しをいたしましたが、現在の状況では、あるいは預金部資金にしても、見返り資金にしても、この仕事には困難だといふ見通しをございませぬ、すつかりあきらめてしまつたといふわけではございませぬ。これもらやつとお答えしておきます。

○今野委員 ただいま教科書の金融の問題について、いろいろお話があつたわけであり、教科書をやつておる業者が非常に困難に陥つておる問題、一つは、やはり検定が非常に煩瑣であつて、そのために危険率がずいぶん多い。もう一つは、文部省でもつて始終コース・オブ・スタディをかえておる。今のところ始終動かしては、だからせつ／＼の教科書をつくつても、去年のものは一年か二年しか使えない、こういうことでもつて、せつ／＼の努力がまたやり直さなければならぬことになつておる。その結果は、また検定が通らぬか通らないかわからぬ。かようなことがありまして、その

上資本をたくさん長い間寝かさなければならぬ、こういう悪条件が重なつてくるわけでございます。その結果として、よほど超過利潤がなければ、これはとてもやりきれないわけでございます。どこから金を融通してやらうにしても、とてもその利払いやなんかには耐え得ない。またそれだけの元手があれば、ほかのことに使えばつと利益があるわけでありまして、自然教科書の方は、ただ体裁をつくらうということになるわけですね。聞くところによると、やはりある一部の業者の人たちは——これは私はほんとうでないことを願うのでありますが、文部省のお役人の人たちが、いろいろな点で打合せというふうなかつころもありませんが、いろいろと関係を持つて、コース・オブ・スタディの変化とか、いろいろなものをつつと以前にキヤッチして、手早く手を打つ。それによつて競争者を圧倒する、こういうような手段さえもとられていた。その結果、さつき資本がないと言いましたが、相当資本のある、たとえば北陸系のある会社のごときも、とてもこれはやりきれないというところで、教科書事業を断念しようというふうなことになるのであります。こういうことになりまして、ごく少数の会社に独占されるということになります。これはいい加減な教科書が気ままに横行する危険さがある。現に今年などは教科書の展示会が開かれる前に、すでに入るのがきまつておるものさえも出て来ている。その間にはいろいろなうしろ暗いことが予想されるわけですね。そういうこともありますので、この金融の点などは、特につきりしていただきたいと思つて

それ以上に私お伺いしたいのは、文部省で検定手続をもつと簡便にゆるやかにすることを考えていないかどうか。そしてほんとうに自由な能力を発揮せしめることを考えていないかどうか。それからコース・オブ・スタディをもういいかげんに固定させる。いろいろなことがある世の中ですから、もう完全なものを追つていたら、毎年毎年かえていなければならぬから、当分の間固定する方法は考えていないかどうか。その二点について特にお伺いしたいと思います。

○關口政府委員 私実は所管外のことでもござつておりますので、はつきりとお答弁いたしかねるかと思つて、今のコース・オブ・スタディも、だん／＼落ちついて行くという状況にあると思つて、そのために検定を最終かえて、お困りになるようなことは、必ずしも私はそういうふうには聞いておらないのであります。なおよく調査いたしまして、御答弁申し上げます。私所管でないために、あるいは気がつかないのかもしれない。聞いて上で御答弁申し上げます。

なお検定がごころ少し通り過ぎるという批評をする方もあります。ほとんど九〇％通過つておる、あんなに通すのだから、採択だけやればよいじやないかという批評もある。それに対しては、やはり検定があるということから、それでむずかしいのだということから、よく調べて、よつて持つて来るから、九〇％も通過つて行くので、これを全然取つてしまつたら、どんなものが出来るかわからない。検定と採択と二つの開門が、それ／＼独得の味わいが

あるようです、そういうふうな聞いております。少しお考えを違つておられるところを私は聞いておりますが、なおよく調べて上でお答弁申し上げます。

○今野委員 その点ですが第一回でみんなな懸り／＼した。だからよほどこれは文部省と連絡をとつてやらなければ、どうにもならぬということになつてしまつて、そういう連絡が十分とり得る者だけやつていられるという傾きが相当あると思つて、その結果また通り過ぎるということになります。どうもそういう点で、私もわきから見ると、何かかえつて独善的なものができる原因がひそんでいられるように思われたいと思つて、御調査願ひたいと思つて、

○長野委員 坂田君、よろしいです。○坂田委員 私の質問は、文部大臣が来られてから継続いたします。

○長野委員 文部大臣は十分くらいで来られますから——それで小林君。

○小林委員 私は教職員の認定講習の問題で、どなたからでもよいのですが、お聞きしたい。第七回会にその改正案が提出されたときに、免許法とその施行法によつて行われるところの認定講習が、非常に一般から歓迎されて、非常に喜ばしい現状にあるというような提案理由のもとに、一部改正が提案されたわけなんです。そのときにも、しかしこの方法については各方面にもいろいろな要望が来ておる。従つて大分根本的に検討しなければならぬという考えがあるけれども、この際はきわめて重要な面だけ改正する、とい

うようなことが言われておつた。従つて提案される時にも、これはただちに根本的に検討して、なるべく早い機会にこれはもつとりつばな法にしたらい、こういうふうな意向で、私もその当時非常に不満を申し上げておつたのですが、最近この夏休みに入りまして、教職員の講習が始まりました。しかしその事前に教職員の方から文部省に対して、その認定講習をめぐつて、いろいろな注文があり、そのために新聞あるいはラジオ等で、容易ならざる事態が一般国民に報道されたので、これが對して、これがどういふふうな経過で、文部省並びに教職員との間で話がなされたか。それが今度は文部省の方としては、この法に対してどんな考えをお持ちになられたか、今後どういふふうになされて行くかというふうなことに對して、なるべく詳細にお伺いしたいのです。これに對しては、国会も開会中でありまして、当然この文部委員会としても、委員長はただちに招集して、事情を聴取し、これに對して何らかの対策を講ずるようなことを、私たちが希望しておつたので、委員長もその間非常に御多忙のようでも、委員会が開かれなかつたのは、私は遺憾に考えているのです。文部委員会としては、この問題はまだ全体的には解決されておらない情勢にあるので、私は相対政府のお話を聞いて、委員会としても、単にここで事態を聞くだけでなく、相対現在行われている講習等に対して、文部委員がその實際を調査し、研究することが必要だ、こう考へて、どうでもその点で文部委員会は相当重大視していただきたらと思つたのです。最初、先ほど申しま

した経過、それに対する文部省の態度というふうなことに對して、一通りお聞きしたいのです。

○長野委員 速記をやめて。〔速記中止〕

○長野委員 せつかく御希望ですが、実は文部当局としては、関連するところがい／＼な方面へ及んで行くので、速記をとめることを希望しておりましたけれども、答弁の中において、さうなところをしかるべく処理することにして速記をすることにいたしました。速記を始めて……

○稲田政府委員 日教組中央執行部におきましても、この問題について先般来い／＼討議いたしておつたようであり、拒否すべしという論もあり、またしからずという論もあるようでありまして、中央執行部における論議も、非常に紛糾しておつた様子であつたのであります。文部省におきましては、日教組との数々の折衝におきまして、この免許法施行法改正の問題に對しては、施行法第七條の期限の延長の問題に對しては、法改正の用意があるというところを申しまして、さしあたり今期も短かいこの国会においては、同法改正をもつて処置をして、爾後相当期間をかけて、免許法全般の検討を行うというふうな方針をもつて、日教組の了解も求めて来たわけでございます。その結果、日教組といたしましては、先般新聞にも報道されましたように、相当論議の結果受講拒否をやらぬ、つまり受講するという中央執行部の決定を見たわけでございます。そうしてこの中央執行部の決定を地方にも通達するといふふうなことになるのであつたの

うようなことが言われておつた。従つて提案される時にも、これはただちに根本的に検討して、なるべく早い機会にこれはもつとりつばな法にしたらい、こういうふうな意向で、私もその当時非常に不満を申し上げておつたのですが、最近この夏休みに入りまして、教職員の講習が始まりました。しかしその事前に教職員の方から文部省に対して、その認定講習をめぐつて、いろいろな注文があり、そのために新聞あるいはラジオ等で、容易ならざる事態が一般国民に報道されたので、これが對して、これがどういふふうな経過で、文部省並びに教職員との間で話がなされたか。それが今度は文部省の方としては、この法に対してどんな考えをお持ちになられたか、今後どういふふうになされて行くかというふうなことに對して、なるべく詳細にお伺いしたいのです。これに對しては、国会も開会中でありまして、当然この文部委員会としても、委員長はただちに招集して、事情を聴取し、これに對して何らかの対策を講ずるようなことを、私たちが希望しておつたので、委員長もその間非常に御多忙のようでも、委員会が開かれなかつたのは、私は遺憾に考えているのです。文部委員会としては、この問題はまだ全体的には解決されておらない情勢にあるので、私は相対政府のお話を聞いて、委員会としても、単にここで事態を聞くだけでなく、相対現在行われている講習等に対して、文部委員がその實際を調査し、研究することが必要だ、こう考へて、どうでもその点で文部委員会は相当重大視していただきたらと思つたのです。最初、先ほど申しま



そく、もし改正ができるならば、それはこのことに対して何ら意味がないことではない、非常にあるという考えを抱いておられます。

○小林(信)委員 もらろん法全体からすれば、第七国会におきましても二十八年三月三十一日というその期限を三十一年度の三月三十一日に延期すべきだというように主張された方が、たくさんあるのですから、これに対しては、最も重大な点であつて、法の上から行きますと、大きな効果のあるものだとお思つておられます。しかし今日教職員たちが悲痛の叫びをあげておられる直接の問題は、やはり経費の問題とか、あるいは講義の内容、講義をしてくれる人たちの質をよくするというような点に、私はかかつておるのじやないかと思つておるのです。そういう直接な問題をもつと考慮して行くべきだ、こういうふうに地方の実情から見まして、私考えておるものであります。そこでもう一つ私が三年を六年に延期することとは、そう大して重大な問題ではないと申し上げたのは、私はこの法律は、もつと一般社会の問題とあわせ考えて検討する必要がある。要するにこれは教職員が持つておる既得権というふうなもの、それを阻害したものであつて、そこに生れた社会機構の破壊というふうな点から生れて来ておることを、根本的に考へるのです。この法律はそういうところまで行かなければ、ほんとうに教職員の不平をなだめるといふことではなくて、ほんとうに日本の民主化をはかる大きな役目を負担しておる教育行政を、確立することにはならないといふ点まで私は考へておるので、かく申し上げたのです。

そこで先ほど来は教職員だけからの要望というふうなことについで、文部省の態度をお聞きしたのですが、この問題につきましては、教育刷新委員会の方からも、文部省に対して何か意見を開陳してあるように承つておられますし、教育委員会からも、各府県の実情等を考へて、文部省にいろいろ注文をつけているように聞いておられます。またそうした関係方面ばかりでなくて、一般輿論もこれを相当に重要視している、これらに対して、その要望している点並びに文部省の見解を、この際承つておきたいと思つておられます。

○天野國務大臣 ただいま小林さんから承りましたことは、実にごもつともなごことだと思つておられます。私もこの三年を六年に延ばすことで、問題が解決されたとお決しておりません。今の既得権ということも、私もまことにごもつともな意見で、その点については十分考慮したいという考えを抱いておられます。いざこれにしても、この差追つた際に、すべてのことをやるということではできませんから、ただいま申し上げましたように、急速にひとつ委員会をつくつて、そこでもつと十分な検討をしたいと思います。考へておられます。

これは決して日教組の諸君が言うから、それを熱心にやろうというのではなくして、今おつしやる通り、この免許法にはまだ欠点があるのではないのか、これで十分とは言えないのではないかと、いろいろなお考へは、すべての方からも承り、私自身も持つておるのをごいします。自分らは、できるだけ誠意を傾けて、この問題の解決に努力いたしたいと思つておられます。

どなたからでもよろしうございします。だだいまお伺ひした教育刷新委員会あるいは教育委員会等の意見は、教職員の意向とはまた違つたかもしれませぬ、これらがそれ／＼文部省に対して何らか意向を具申しているようであつたら、これに対して、御存じであつたら御答弁願ひたい。

○稲田政府委員 教育刷新審議会におきましては、この教職員養成とか、免許制度の全面的改善という問題について、特別の委員会を設けて先般来審議しておられます。その委員会におきまして、さしあたりの認定講習の問題について政府に建議されましたことは、大体五項目にわたつておられます。第一項目は、これは非常に包括的な内容でありまして、認定講習には改善を要すべき事項がある、改善しろというふうな御趣旨であります。第二点は、この免許法施行法の第七條の期間を五年間延ばした方がいゝだらうというふうな意見であります。第三点は通信教育の開講をすみやかに実施しろというふうな御趣旨であつたと思つておられます。それから最後の点は、認定講習の経費的な措置を政府において考慮しろという御趣旨であります。

はそういう方面、あるいは一般輿論の方面は、そういう不満があつても、文部省はこれはぜひとも強行しろというところは、かえつてこの法律、現状を支持するよう主張が何らかありはしないかというふうなことがあつたら、どういふ考へをもつてお聞きしたのですが、そういうものがないとすれば、教職員が一般父兄からも、それほどまでしななくてもいいというふうなことを言われながらも、拒否の態度に出たというところは、これは単に教職員がその間なまけるとか、あるいは自分の個人的な考へ方からでなくして、やはり教育行政の欠陥から生れたものであつて、これに対しては、十分な文部省の善処ということが必要だと考へるのであります。そこで、さしあたつて省令等の改正は、文部省自体においてできるものと思つておられますが、こういう面からして、この際社会的にも要望されておる、また当事者である教職員からも熱烈に要望されておるような点を改正して、何とかこの問題に善処するといふふうなことを考へておられないかどうかといふことをお伺ひしたい。

○稲田政府委員 今日出ておられます省令は、認定講習につきまして、文部大臣に認可を申請する手続等に関しまして規定のみであります。従つて、法律改正を急ぐことが問題でありまして、法律改正によつて期限が延長せられませぬに、省令をもちまして実施を延期するとか、あるいはそのほか法の規定の内容と違つたような趣旨には改正したいと思つておられます。われ／＼といいたしましては、すみやかに法を自身自身第七條の關係におきまして改正せられることが、緊急であると思つておられます。

○小林(信)委員 経過並びにこれに対する文部省の態度というものを伺ひして、大体わかりました。最後に、先ほど私は三年を六年に延期するといふ法の改正は、今国会に必ずできるものといふふうな伺つておつたのです。が、努力しておるのであるかわからぬといふふうな御説明があつたのですけれども、もう一ぺんこの点ができそうか、できそうでないか、今のところの見通しをお伺ひいたします。

○長野委員 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○長野委員 それでは速記をはじめてください。

この際ちよつと先ほど小林君から委員会開催に関する件等についてお話がありましたので、私の職責上にも關係しておられます。今回の認定講習の問題につきましては、小林君も私もともに非常に憂へまして、すでにその当時小林君、岡君、松本君などともに連合軍の關係当局に面会をしまして、当時のせつば詰まつた問題について、できる限りの説明その他懇請をいたしました。幸い文部当局の非常な御努力の結果、当面の危機は脱したのであります。なお調査云々のお話もありました。が、こちらも現在許す範囲におきまして、いろいろ調査を進めておられます。それから今後における委員会のこれに対する問題につきましては、幸いここに本日からだん／＼この問題について御質疑もあることをごいしますから、これらに順応しまして、極力問題の円満解決をするように努力いたしたいと思つておられます。

思いますから、どうかかれこれお気づきの点がありましたら、御指示御援助をいたしたいと存じます。

○坂田(道)委員 先ほど政府委員から御答弁いただいたのでございますが、この際文部大臣の御出席をいたしたかったので、文部大臣からも御答弁をいただきたいと思つて、と申しました。来年度の教科書の製造資金についてでございます。これは一般の金融逼迫の状況とともに、非常に困難な状況にあると考えられるのでございまして、このまま放置して、文部省が何らかの金融のあつせんなり、何なりいたさなければ、来年度の四月におきましては、あるいは児童の手に教科書が渡らないかというような状態が起るのではないかと、初等教育におきまして、教科書が児童の食糧であるというところは、今さら申し上げるまでもないことではあります。いかに検定制度になりましたにいたしても、教科書が確実に児童の手に渡るための責任というものは、当然文部大臣におありであるというふうに考えるのでございまして、御承知のように教科書の製造は、来年の四月以降の間に合わせるためには、この七月から製造にかかつて、来年度の二月初めは発送しなければならぬというやうな、特色のある一つの製造過程を持つておると思つてございまして、そういうやうな関係で、先ほど伺いますと、大体来年度の教科書三億五千万冊に對しまして、大体その製造資金として四十九億の金がある。しかしながら、昨年度におきましては、とにかくこの製造資金が間に合つたけれども、本年度においては、御承知のやうな非常な

金融逼迫によりまして、とうていこれを自己資金その他でまかない得ない、最小限度において三十億くらいは融資のあつせんをいたさなければ、とうていやつて行けないのじやないかと、そういう実情にあるのでございまして、しかも昨年度におきましては、わずかではございましてけれども、日銀、文部省のあつせんによりまして、大体十億近くのあつせん融資をされたというふうな聞いております。そのために非常に助かつたわけでございますが、聞くところによりまして、本年度においては、この日銀のあつせんということも、なか／＼困難な事情にあるというやうなことを聞いて、私はこの点非常に憂えておる一人でございます。このやうな御事情をよく文部大臣は御了察いたしておるかどうか。またそれに對してどういふやうな考えを持つておられるか、できまますならば、たとえば預金部資金の中からの金を預託いたしまして、業者に對してあつせんをしていただく考えをいつたであらうか、ということも考えておるのであります。これに對する文部大臣の御見解を承つておきたい。

○天野國務大臣 たいだいまお話の教科書のこと、事務当局からよく聞いております。もし教科書ができないうやうなことが起りますならば、それは私の重大な責任であることも自覚いたしております。そのために、今事務当局をして日銀等にいろいろ話をさせておきます。以上お答えいたします。

○長野委員 それでは午前中はこれをもつて一応打ち切りまして休憩にいたします。それから幸いに文部大臣が本日は午後おひまがあるようございまして、ま

た一方行政に関する質問が相当輻輳して来ておりますから、午後は一時半から始めまして、大体四時ごろまで勉強いたしたいと存じます。何とぞ皆さんの御出席をお願いいたします。

午後二時六分閉議  
○長野委員 休憩前に引続き會議を開きます。從森順造君。

○從森委員 緊迫せる内外の情勢にかんがみ、国内の思想の傾向に照して、特に文部行政と直接關係を持つ点について、少しく文部大臣の所見についてお尋ねを申し上げたいと思つて、それは教育の基本法において示されますこと、真理と平和を希求すること、が、私も日本の将来を建設する上において、最も大事な教育上の責任の点であると思つておられますが、この二つの兼ね合せは非常にむずかしい現段階に達しているかに思つておられます。すなわち真理の希求に關しまして、これがその問題を取扱います人によつての判断が、必ずしも意見の一致を見ないというものが、世界の今日のありさまのやうに考えられるのであります。いずれもこれは真理なりとして主張することが、完全に普遍的に一致いたすならば、問題はないのであります。が、ここに對立した二つの大きな意見があるとした場合に、当然そこに相対摩擦が起るといふのは、やむを得ない結果であらうかと思つておられます。この意味において、今世界が二つの大きな相対摩擦の中に陥れられておること、最近の朝鮮の三十八度線を超えての紛争も、せじつめてみま

と、おの／＼が真理と考えておられます。この意見の不一致から来ている一つの問題ではなからうかと察せられる点がなきにしもあらずであります。そうしてこれが國際の大きな紛争の原因となり、あるいはまた国内における思想の不一致のわかれるところとなるわけでありま。しかししてまた、この教育基本法において、あるいは学校教育法において、大学においては、どうしても民主的國民の將來の中堅指導者をつくるためには、良識のある政治教育をして行かなければならない。この意味において、あらゆる思想のすべてのものに對する公平無私なる、もつと民主的であらう自由なる教育の仕方が、行政の上においてなされなければならぬと思つておられます。この点に關しまして、必ずしも最近における学校の状況が、私どもの満足すべき状態にあるとは考えられませんか。従いまして、この根本の問題について、一休真理と平和を追求する問題、現段階における世相に對して、文部大臣はどういふ御抱負をもつて学生一般を指導なさろうかと思つておられますか、まずこの根本の問題をお尋ね申し上げたいと思つてお

○天野國務大臣 私はどういふ考えを抱いておられます。学生はとにかく、こゝに大学の学生は、將來社會の指導的な階級になる人たかなんですが、そういう人たちは、將來社會に出た場合に、どういふ方面のエキスパートにならなければならぬと思つておられます。そのためには、大学でそれ／＼の学科において、基本的知識を十分研究して行かなければならぬ。初めからこゝういふ思想がよいのだとか、こゝういふもの

でなければならぬとかいふのでは學問でない。一体どういふことが真理であるかといふことを追求するのには、よほどの準備がなければ、學問的には追求できないのです。ただわれ／＼の個人的な感情とが、個人的な一つの私見とか、そういうものは幾らでも立てられますけれども、學問的に真理を追求するといふには、よほどの準備がなければできない。そういう意味で、私は、学生はそういう準備の時期だと思つておられます。だから学生の學問的研究をできるだけ奨励して、そうして學問的に、思想の問題でも、どこまでも追求するやうにして行きたい。大体さういふ考えを抱いて、学生を指導しようと思つておられます。

○從森委員 たいだいまの大臣の御説明によりまして、学生は將來ある一つの問題に關して、少くとも専門的なエキスパートとならなければならぬ。従つてある一定の思想に對して、最初からこれがどういふものであるかといふ一つのわくをはめた指導の仕方はないのだ、ここに大学の教育の自由があるのだという御意思であらうかと察するのではありません。この点について、原則的に御説明の通りだと考えられます。しかるにそれならば最近において行われておられます大学における特殊なる思想を持つておる主義者、特殊なる政見に加つておる者等に對して、追放するあるいはこれは大学の教授たるの資格なしという態度を示しておられます。この点についてたいだいまの御説と矛盾がないか、また矛盾するやうな取扱ひをしたことがないかどうか、この点について御説明を願ひたいと思つてお

九

○天野野務大臣 私ほそういふ考えでありますから、大学の教授がほんとうに、どこまでも学生というものは準備期なのだという建前で、学問的に学生を指導しておられる方を、別に追放しようなどと考えたことはございませぬ。そういう意味で私の前の主張と現在私がとつておるところと、何も矛盾してないと思っております。

○笹森委員 そこで具体的な問題についてお尋ね申し上げたいのであります。が、せんだつて来、あるいは新聞の所報においてこれを見、あるいはまた本員自身もそういう機会に接したこともあるのであります。司令部の代表の方が教育を代表して、公の責任において大学をまわつて歩いて、大学の自由に関する一つの問題をとらえて、いろいろと講演をした際に、これを妨害した事件があつたことは、すでに御承知のことでありませぬ。この問題の取扱い方は、すこぶるデリケートな問題であり、またさだめし御苦心をなすつた問題だらうと思つておられますが、日本の将来、及び今後においては私どもが國民の思想を確立するという意味ばかりでなく、正しい方向に誘導するという面において、これが一つの範例ともなる問題でありますので、この問題に關する処理について、これをただいま關係の方からお尋ねをしたい。もつとはつきり申し上げますならば、ドクター・イールズの講演妨害に関する文部省のとりました処置について、またその処置を正しいとする理由について、現在に至るまでの行政上取上げられた事實について、御説明願いたいと思つておられます。

○稲田政府委員 お話の事件の起りま

した場合には、文部省といつたしましては、いづれも大学自体で御処理になりますことが、建前として自然である、当然であるという見解のもとに、大学学長及び学校当局の御処置におまかせいたしました。それらの御処置につきまして、逐一御報告を受け取つておるような次第でございます。

○笹森委員 その処置について、監督の責任にありませぬ文部省において、知つておられますこと、私どもにこの問題の処理について、明らかにされておらぬ点がたくさんあると思つておられます。事實の結果についての概略の御発表を望みます。

○稲田政府委員 両大学におかれまして、それらこの問題に関する調査委員会というものを学内に設けられまして、詳細にその事實の状況を調査いたして、その上において各学部教授会及び大学評議員会で決定を見まして処置されたのであります。その結果として、北海道大学におきましては学生四名が退学処分になり、四名が無期停学、一名が一年の停学、一名が譴責という処分を受けたのであります。さらに東北大学におきましても、同様な手続の結果、三名が退学処分を受け、二名が無期停学となり、四名が一年停学、二名が戒告、二名が譴責、それらいろいろした処分があつたという事實の報告を受けておられます。

○笹森委員 ただいま処置の結果についての御説明があつたのであります。が、これに対しては、必ずそれらの軽重に關する理由がなければならぬと思つておられます。特に文部当局とされましては、将来日本の大学の学生の希望をも、これを絶たれないように指

導して行く、またこれを完成せしめるのが念願でなければならぬことは申すまでもない。従ひまして、そういう処置をとらなければならぬなつた報告を各大学からおとりになつたこと、これは了承いたしますが、それについては、文部当局においても、なるほどこれは適當であるということに対する理解が必要であるかと思つておられます。従ひまして、どうしてそういう処置をしたかということに対する判断の基準に對して、文部当局が受取りました報告による判断を御説明願いたいと思つておられます。

○稲田政府委員 いずれも法規の適用といつたしましては、学校教育法施行規則によつて、学園の秩序を乱すとか、学生たるの身分、本分を逸脱するといふ場合においては、学校長において譴責処分ができるという法的基礎がございませぬ。その趣旨にのつとりましてそれらの大学の学則があり、ことに先ほど申しましたように、本件につきましては、事の性質にかんがみまして、十分その調査には適正を期する意味において、両大学においても、学内に特別の調査委員会を設けて、相当の時日をかけまして、事實について各種の証言あるいは証拠等を基礎といたしまして、事實の的確な把握に努められて来、それらの処置につかましては、いづれも十分手続を尽されたものと、われわれは解釈いたしましたわけでありませぬ。そしてその処分の量定につきましては、先ほど申し上げました学則の範囲で、それら軽重がございませぬ。今の調査委員会の事實の認定に基いて、講演妨害の行動の有無、あるいはその行動の性質等によつて量定し

たものと考えておりました。われわれといつたしましては、一応これら学長の処分は、十分慎重を期して行われたものと認定いたしておるわけでありませぬ。

○笹森委員 最初大臣にお尋ねをいたしましたのは、すべての学生が学問の自由、真理の追求に對する熱意を持つために、あらゆる思想の研究を自由にしなければならぬ、こういうこと、御答弁を受けて、しかもまたその道において、ある学生が今のよう不幸な結果になりましたことについて、私どもは大きな矛盾を感じるのであります。そこがこの結果を来したことが、おそれる学生自身は、——自分の真理追求に對して悔悟しておるかおらぬかといふことについては、私はわかりませぬけれども、もしも大学の処置に對して全然これが悔悟して、あるいは昔の言葉で申しますならば、転向をするといふところまで来たならば、このことは真理に對する明らかな反省でありませぬ。しかしながら、おそれるこれらの人々の動向は、かえつてこれから逃避するといつたような結果になりはしないかといふことを疑うのであります。そうしますと、最初に申し上げた真理の希求といふこと、絶対の平和といふ問題との間に、大きな相違が起るといふことについて、非常な心配を持つがゆえに、私はお尋ねをするものであります。何ゆえに私がそれを申し上げるかといふと、そういう事件が起つた当時の教授の態度が、どういふものであつたかといふことでありませぬ。学問の自由、真理の追求に關する熱意を鼓吹することは、けつこうであります。が、そうした態度に出るとき

に、あらかじめその徴候を知り、あるいはまたそうした業績、実績、ありさまをよく察知して、未然にこれを善導するといふうらやまがなかつたか。事實そういう動向に類したようなことが起つても、ほとんど拱手傍観しておつたといふのが、大学教授のはなはだ無責任な態度であつたかのごとく伝えられておるのであります。ここにいろいろ指導者たりし者の確信を欠いている面があらはれないか、この面に向つて昔と違つて、今日文部行政の府にありませぬ者が、大学教授を指揮命令し、訓練するといふことは、あるいはその任でないかもしれませぬが、少くとも行政の任に当ります者は、この大学の教授に對して、正しく学生を指導し得るような素質を与えるように、いろいろな考案方をしていただかなければ、今後の学生の指導は非常にむづかしくなるのではなからうかと思つておられます。大学が、そういうことをした学生に對して処置をとられたことは、今の通りであります。が、こうした事態を起さなければならぬなつた指導者自体に對して、文部大臣は一体どういふ態度をおとりになつたのか、この大学の責任及び教育の責任に對する文部当局の考え方について、また処置された点がありませぬならば、その点についてお尋ねしたいと思つておられます。

○天野野務大臣 ただいまお話のありました学生に自分のすべき範囲のことを逸脱した者があつた場合に、それは教授が悪いのだといふことは、形式的には言えるかも知れませぬが、今の日本の置かれてある歴史的現実といふものを考えるならば、学生を救ふことがどんなにむづかしいことであるかとい

に、あらかじめその徴候を知り、あるいはまたそうした業績、実績、ありさまをよく察知して、未然にこれを善導するといふうらやまがなかつたか。事實そういう動向に類したようなことが起つても、ほとんど拱手傍観しておつたといふのが、大学教授のはなはだ無責任な態度であつたかのごとく伝えられておるのであります。ここにいろいろ指導者たりし者の確信を欠いている面があらはれないか、この面に向つて昔と違つて、今日文部行政の府にありませぬ者が、大学教授を指揮命令し、訓練するといふことは、あるいはその任でないかもしれませぬが、少くとも行政の任に当ります者は、この大学の教授に對して、正しく学生を指導し得るような素質を与えるように、いろいろな考案方をしていただかなければ、今後の学生の指導は非常にむづかしくなるのではなからうかと思つておられます。大学が、そういうことをした学生に對して処置をとられたことは、今の通りであります。が、こうした事態を起さなければならぬなつた指導者自体に對して、文部大臣は一体どういふ態度をおとりになつたのか、この大学の責任及び教育の責任に對する文部当局の考え方について、また処置された点がありませぬならば、その点についてお尋ねしたいと思つておられます。



門家を養うことがすなわち人間を養うことだ。そういう点において、私は大... 門家を養うことがすなわち人間を養うことだ。そういう点において、私は大... 門家を養うことがすなわち人間を養うことだ。そういう点において、私は大...

の政治活動の問題も、やがて地方公務員法が出て来れば、また問題になる... 政治活動の問題も、やがて地方公務員法が出て来れば、また問題になる...

○天野國務大臣 学生は社会人であり... 学生は社会人であり、私に指導する... 学生は社会人であり、私に指導する...

○天野國務大臣 それにつきまします... 先ほど笹森さんにお答えした方法でもつて学問... 先ほど笹森さんにお答えした方法でもつて学問...

○天野國務大臣 私も法律に暗いから... 基本法をさしあたつて改正する... 基本法をさしあたつて改正する...

つて計画は必ず変更しなければならぬ  
という事になるまいと思ふ。そこ  
で地方によつては、そういう趣旨で法  
律が改正されたにもかかわらず依然計  
画をかえないでそれを強行するとい  
うところが起り得る。そういうことが  
ないように、幸いにしてこれが通りま  
しならば、その改正の趣旨を十分徹底  
して、計画変更をどこでもあつて、教  
員の負担を軽くできるというような御  
努力を、十分に事前にあつていただき  
たい。これは今まで、いろいろ問題  
で中央から地方に対する指示が徹底し  
ないうらみが多いので、特にこの点を  
要望いたしておきます。

それから大臣御自身も、全面的に改  
正する必要を認めておられるようであ  
りますが、私どももいろいろ感ずるこ  
ろでは、関係方面の一部にもそうい  
う御意向があつたようですが、何しろこ  
れは去年できた法律で、そうすぐ全  
面的な改正ということはよろしくない  
というような考え方があつたように考  
へる。しかし私どもは、この法律を制定す  
る当時からそういう困難な事態にな  
るといふことは予想しておつた。その予  
想しておつたところが現実となつて今  
日現われて来てる。いくらごく最近  
にできた法律であるからといつて、そ  
の悪いところがあつた場合にはただち  
にこれを改めるのがほんとうであらう  
と思ふ。そういう意味で、先ほど大臣も  
よほど強い決意を持つて、正しいと信  
ずるところにはどこまでも進むと言わ  
れたので、非常に力強く思つておるの  
ですが、そういう点についても、ひと  
つ強力に押し進めていただくことを切  
望いたします。ただ現在問題になつて  
おります受講拒否の問題、これは何か

すなおに受講すれば改正しよう、しか  
しそういう状態が少しでも続く間は絶  
對に改正まかりならぬ、そういう態度  
で政府が出られるのではおもしろくな  
いと思ふのですが、政府の心構え、政  
府として多少の受講拒否の問題があ  
つておつても、やるべきところはど  
んどんやる決意があるかそれとも受講  
が田舎に全国的にスムーズに行くまで  
そういう意思表示はされないのか、そ  
の点を一応明確にしておいていただ  
きたい。

○天野國務大臣 初めの、教育委員会  
に対して、三年が六年になつたんだか  
ら、そこに何らかの改正をするよ  
うなことを、私が命令をすることは  
できませんけれども、しかしそういう  
ことを私は望むといふことは十分伝  
えたいつもりで、その点については松  
本さんの要望に十分こたえ得ると考  
えております。

○松本(七)委員 次は、先般新聞にも  
ちよつと出ておりましたし、午前中  
なたからか質問があつて、政府委員  
の答へがあつたのですが、例の短期大  
学の問題です。これによると、文部省  
としては、現在十分に資格の整つてお  
らないものを全部短期にするというわ  
けじやない、審査のときすでに条件を  
付しているから、その条件が整わない  
場合に、そういうことがあり得るとい  
うふうな御答へだつたかと思つてす  
が、その条件には期限が付してない  
といふことをごさしました。そこでま  
ず短期大学といふものの構想について、  
文部大臣のお考えを一応伺つておき  
たい。

第三番目に、別に私は、あなた方が  
靜かにすればこれを改正するといふよ  
うな態度では臨んでおりませんけれ  
ども、一方において改正といふことが行  
われるならば、幾分の不便は忍んでも  
それをやつてやるというのが、教員諸  
君のまず行くべき道ではないかと思  
つておる。改正はしろ、おれたらほか  
てに何でも元通りやるといふのでは  
、私はそれが正しいという考へにはな  
れないのです。私は問題は、どうい  
うふうに談判するかといふことでなく  
て、それに先だつて自分の主張するこ  
と、正しいのだ、こつちらつとも無理が  
ないのだといふ確信を持たなければな  
らぬ。自分たちは元通りだけれどもお  
前は司令官に行つてやれといふので  
は、私は確信が持てないといふこと  
は、松本さんに御承願いたしたいと思います。

○松本(七)委員 今度は、先般新聞にも  
ちよつと出ておりましたし、午前中  
なたからか質問があつて、政府委員  
の答へがあつたのですが、例の短期大  
学の問題です。これによると、文部省  
としては、現在十分に資格の整つてお  
らないものを全部短期にするというわ  
けじやない、審査のときすでに条件を  
付しているから、その条件が整わない  
場合に、そういうことがあり得るとい  
うふうな御答へだつたかと思つてす  
が、その条件には期限が付してない  
といふことをごさしました。そこでま  
ず短期大学といふものの構想について、  
文部大臣のお考えを一応伺つておき  
たい。

○天野國務大臣 私はただいま私の短  
期大学というアイデアを申し述べま  
すけれども、その前に、もうすでに四年  
といふことを前提として出発してしま  
つていて、大学を、むりに二年に切り下  
げるといふような考へはないとい  
ふことを、まず申し上げたい。  
私の考へでは、日本のような戦後経  
済の非常な不自由なところで、たくさ  
んの大学を一本につくるといふこと  
は、非常に無理がある。一体経済だけ  
ではないので、人はよく経済を整え

は、少しも学問の関心がないのです社  
会に出て働きたい——大学の方では、  
みんなを学者にするような扱ひをして  
いる。講義が悪いというのではない学  
生にそういう学問の追求の要求がない  
のです。何もそういう学問の要求のな  
い人を、ただ資格をとるために大学へ  
とめておいて、血の出るような親の学  
費で、自分は若いからだをもちあは  
がらふううやつておるといふくら  
い、同家の大きな損失はない。全国の  
学校にいる生徒、学生の数を言つた  
ら、どれくらいの数かわからない。  
そういう人は早く社会へ出して働かせ  
たい。だから私は實際活動のでき  
ない学生の修業年限は、一年でも短く  
する。学問の追求を人間の一生の使命  
とする人の修業年限は、一年でも短く  
するといふのが、私の大体的構想です。

○松本(七)委員 そうすると、大学設  
立審議会で審査した場合に条件を付し  
た、その条件が満たされない場合に  
は、そういうものから短期大学にして  
行きたいという御計画はあるのでせ  
うか。

○天野國務大臣 計画というよりは、  
私はそういう希望は持つておりますけ  
れども、しかしせつつかく出発したので、  
もう学生も四年やるつもりで入つて  
いるのを二年にするといふことは、無  
理がありますから、できるだけ文部省  
も助け、地方でも奮発して、そういう  
線を進む方が、現在となつてはよい  
ではないかという考へを抱いておりま  
す。

○松本(七)委員 そうしますと、地方  
で新制大学をつくりたいといふので、  
県費でどれだけやるといふような計画

を立ててやり始めた。しかし現在の状態では、国費の方は割合出ておるにかかわらず、県費の方が十分に出ておらないところが多いのです。そういうところは県費をなお十分に出させて、りつばな大学にする方針で進まれるのか、あるいはそういうところはもうこの機会にやめるようにするということなんです。そのところをひとつお聞きかせ願いたいと思います。

○稲田政府委員 先ほどお話がありました設置の際の設置審議会の条件につきましては、時折その実現状況を調査いたしたいと考えております。その結果、個々の具体問題になりますけれども、できるだけ当初の計画で条件充足を、もとより中央も地方も協力いたして参りたいと思っております。しかしながら、もしどうしてもその条件充足不能な事実があるときには、いはい、十分協議して処置を決定いたしたい、こういう考えでおります。

○松本(七)委員 次は教育制度と財政の問題ですが、教育委員会というものができて、教育もまた地方の分権制度に歩調を合せて来たわけですが、依然として財政的に非常に苦しい。そこで前国会にも問題になりましたように、ああいう標準義務教育費の確保の法律案というものが、とうとう出なかつたわけですが、そういう問題が起きたわけです。私考えますに、一方で教育制度というものが地方分権になり、地方の自治というものの建前を推進して行きながら、財政的には地方で負担しきれない、ここに現在矛盾があると思うのです。それをどのように調整されるのか。前文部大臣のおられたところ

政府の方針では、一応標準義務教育費確保の法律というものの趣旨でどこまでも行きたい、再度提出に努力したいという御方針のように伺つておつたのですが、新大臣のこれについての方針をお伺いしたいと思います。

○天野国務大臣 私も前大臣と同じことに、つまり標準義務教育費を確保するということは、ぜひとも必要だという考えを持っておられます。けれども、これを国会に提出するについては、いろいろのまだ、障害と申しまして、未解決の問題がありますので、それを解決してぜひ国会に提出したいという考えを抱いております。

○松本(七)委員 これについても、私は新大臣に再確認しておきたいのです。前国会では、提出する前に、すでにこれは閣議でも通過しておつた問題であります。それが意外な障害にあつて出ることができなかつた。これは国会の自主権の問題、並びに日本政府の自主権の問題にも関係する非常に大きな問題になるわけでも、もちろん占領下の民主主義というものに、矛盾がある。私は思いますが、ある程度、制約というものはやむを得ないと思つて、しかしながら問題は程度でありませぬ。どの程度のものなら、まさんができるかというところが、大切な点であるかと思うのです。閣議でも承認された、すでに大臣はこの委員会ではつきり提出するとの明言した。そして閣議承認になつたものが出ることができない、審議することもできないというふうなことは、これは相当な問題だろつと思つておつた。そこでこの認定審議、あるいは免許法の問題でも相当強い決意を持って進んでおられる新しい文部大臣

におかれて、ひとつこの問題も極力力強く推進していただきたい、われわれも大いに御協力をしたいと思つておりますから、この点特に要望しておく次第であります。

その次は、前国会で御承知のように文化財保護法というものができましたが、残念なことに保護委員が任命される前に、金閣寺があつた火災にあつたというふうな状態になつて、はなはだ遺憾でございます。幸いこの方面に非常な熱意を持つておられた水谷さんが政務次官になられて、今度われわれは大いに期待してあるのでありますが、その委員の任命について、当時から問題になつておりましたように、委員を任命するに際しては国会の意思を十分尊重するというのを、再三与党の側からも念を押されておつたのであります。ところが、はたしてそれだけの努力をされたかどうかということについては、国会でも相当問題になつておるよう聞いておる。どのような御考慮があつたか、この点と、それからこういう委員会というふうなものには官僚の捨場にならないようにということも、これはこの審議の途中に各委員から非常に注意されておつた。そういう点についても、どの程度の御考慮をされたのか、これらの問題について御返答を願いたいと思つておる。

○西崎政府委員 お答えいたします。文化財保護法に基きますところの委員の任命につきましては、御承知のように、法律では国会の同意を得て文部大臣が任命することになつてをりますが、この委員の任命の際に、ただいまおつしやいましたようなこともな御意見もありましたので、文部省だけ

でこれが任命をいたしましたのはいかかかと考えまして、その人選に慎重を期するため、衆参両院の文部委員長と、芸術院長であり博物館長であるところの高橋さんと、それから現在の国宝保存会の会長であるところの細川君、この四人の方に御集まり願ひましてこれに文部省の方からは政務次官と事務次官とが入り、それに文部大臣もオブザーバー的に出席されまして、教回にわたつていろいろ委員選考について意見を交換していただきました結果、ただいまおつしやいましたような、いろいろごもつともな御注目の線が勘案されまして、そのもとに審議が進みまして、ようやくおつしたと申すことになつておりますので、文部省といたしましては、ただいまおつしやいました点には、遺憾なきを期したつもりでおります。

○松本(七)委員 まだ問題はたくさんございまして、あまり長くなりますので、最後に一つだけ文部大臣に伺つておきたいと思つておる。それは大臣が就任される前に、学界の有力なメンバーとして、全面講和を唱えておられたこととは、世間にもよく知られておることと思つておる。もちろん学界におられるので、それから実際の政治界に入られたのですから、学理上あるいは道徳運動としての論と、実際の政治の面におけるそれとに相違のあるところ、これは認めなければならぬので、とがめだてするわけではありませぬが、現在の政府は、御承知のように、全面講和ということでは、御承知の通り、出しているおつしやせん。そこで全面講和をあれだけ強く主張されておつた天野さんが、文部大臣になられて、一体どういふ考

えなのかということ、世間では言つておるわけでありませぬ。実際の政治を担当されまして、その実態政治上これができないのか、あるいはどういふ論拠で全面講和というものを主張され、そして現在なお閣内におつて、これに少しでも努力しようという心境が、それともそうでなしに行動されるのか、その論拠をひとつはつきりさせていただく政治的責任があると思つておる。この点を明らかにしておいていただきたいと思います。

○天野国務大臣 私は初めから、全面講和か、単独講和かという問題の提出が間違つておるという考えを持つておる。実は朝日新聞社から、初めに全面講和か、単独講和かという問いを受けたことがあります。そのときに私は答へられぬからと答へませんでした。そうしたら、電話で朝日新聞社から問合せがありましたから、私は理想としては全面講和であるが現実の問題として全面講和がどうしてもできないというときに、単独講和はどうかといういけぬかという考えはないから、これには御返事できないということをおつておる。ですから、朝日新聞の多くの人の回答の中に、私の名前が出ておられないのは、そのためであります。その後平和問題懇談会というのができました。平和問題懇談会は、平和について懇談する会であつて、決して単独講和を否定する会であつて、決して単独講和を述べたわけでありませぬ。しかし最後に宣言を出すというときに、私は、この宣言をこの通りやるのだということでは、自分はどういふ署名できないと言つたところ、そうではなかつて、こ



議があると思ふのです。委員会は、この問題はもと適切な他の学術専門家委員を設けて、これを研究せよというところをおきめたいらいたいのであつて、この問題をただちに委員会でおきめになるというところに、問題がどうかと私は考えます。今後どうかという方面へ行つて、ただきたいと希望いたします。

○今野委員 もう一つそういう問題に明瞭して一般的な点をお伺いしたい。そういたしますと、やはり正しいか正しくないかというところを、いろいろと定める方法があるとき、いろいろと実証したり、その他のことによつて定める方法があるときには、それに従つて、天野さんはそういうことに従つて行動をする。こういうふうなことに解してよろしいと思ふのであります。そうすれば、あるいはいろいろと実証できること、あるいはいさうか否定されたことによつて、正しいといふことが否定された場合には、それが適らなければ、やはり責任をとつてちやんとおやめになるという覚悟を持つておられるかどうか、その点をお伺いしたい。

○天野國務大臣 私はよく知りませんが、今野さん、そういう文部大臣の心境まで、やはりこの委員会はお尋ねになつておく必要があるのでしょうか。  
○今野委員 これから質問をするにしても、言つておられることが、一体どこまでわれ／＼が当てにしているのかどうか、その辺がわからないと言つては失礼な話であります。やはりこれは公のものとして、はっきり確かめておきたいからです。

○天野國務大臣 人間が考へる力を持つておるといふことは、実に人間のい

わゆる偉大性でありますが、しかし考へたことが間違つたと思つておれば、これまた人間の運命だと思つておられます。だから、そういう人が、おれはこう思ふから、お前はこれに従え、真理性はこれだといふことは、なかなかむずかしいと思ひます。けれども、自分はいかなる場合にも、自分の良心に従つて行動しようかという考え方は、抱いておるといふことを、申し上げておくにとどめたいと思ひます。

○今野委員 先ほど認定講習の問題で、それを締めくくる意味でお伺いしたいと思ひます。いろいろと教員の態度や何かを見て、それが必ずしも円滑に行かないかもしれないというふうなお話でありまして、非常に心細いと思ひます。どうか、その点について、できるかできないかわからないというふうな返答も、中に一べん聞いたわけなんですけれども、どうもこれははなはだ心細い次第なんです。そうではなくして、必ずこれを貫徹するといふふうなお覚悟を持つておられるかどうか、その点をお伺いしたいのであります。

○天野國務大臣 今野さんのように、実際の問題について知つておられる方から、そういう質問を受けることが、私は何か意外のような気がいたします。学問上のことか何かなら、はつきりとお答えいたします。このむずかしいと言へますけれども、このむずかしい日本の歴史の現実の中に生きていて、自分自身努力をしますけれども、努力は、必ずできるのだ、こういうことを約束しなければいけませんと言われると、私は約束できないことがたくさんあると考へております。

○今野委員 では、その点はわかりました。その次に、先ほど財政の問題の質問があつたわけでありましたが、今度地方税がすつかりかわりました。そうして標準教育費の問題がやはり非常にあぶないような状態になつてゐるわけでございます。この場合、たとえば地方税法をつくつた建前によると、最初

は寄附金などはすつかりなくするといふようなお話で、その次には全部はなくせないから、百億円ぐらいのわくではつておくと、いろいろなことが出ておりました。しかし現在ともかく学校が、義務教育の建前であるにもかかわらず、PTA会費といふものを必ずとつておるわけでありまして、それもだんだん額がせり上つて来ております。それでこの間、文部省で標準教育費を算定なさるとき、勘定を大体見直し三十五億円に見積つて、それを吸収するといふようなことでもつて、この標準教育費のことを考へておられたようでございます。私どもの考へは、ともかくあつた寄附金全体が非合法なものであるといふことをはつきりさせることが、結局において、その財政をいやでもおうでも整えなければならなくなる道になると思ひます。その点いかに考へておられますか。PTAの会費といふものを全廃する御意思がないかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○辻田政府委員 PTAの関係のことで御説明いたします。PTAの寄附金につきましては、いろいろ計算が言われておるのであります。大体百億くら

いこればその資料がはなはだ得にくいのでございますが、そういうような説もあり、あるいは九十億だつたといふこともありますが、先般の標準教育費の確保に関する法律におきまして法定いたしましたのは、その中で六十億ぐらいでございます。これは御存じの通り児童一人当り三百二十円という基準によりまして、いろいろ計算になるわけでありまして、われ／＼といたしましては、この点を一層精細に調査いたしました。できるだけ義務教育無償の原則を確立したいといふふうな考へておる次第であります。

○今野委員 そうするときは全廃にするとかしないとかいふことは、わからないといふわけですか。  
○辻田政府委員 ただいま申し上げましたように、標準の最低六十億は確保し四十億といふものがありますれば、これらにつきましては、財政ともにらみ合せまして、だんだんに無償の原則を確立いたすように努力したいと思つておる次第であります。

○今野委員 次に今度十一月にまた選挙があつて、教育委員会が新たにできてもやはり教育を充実したいといふ気分になるわけですか。ところが、教育費は御承知のように足りないわけですか。これはさつきも御質問したのであります。これは方々で宝くじを出したり、あるいはまた競輪などをやつたり、いろいろそういうことをやりますが、どうも宝くじもそうでありまして、競輪で、私川崎とか横浜とか、いろいろ事例を知つておられますが、教育上非常に悪影響がある。そういうものをも

つて教育費をまかなうといふのは、何か非常に間違ひのような感じがするわけでございます。そういう競輪とか宝くじ、そういうもので教育費をまかなうといふ名目でもつてやることはいかぬかといふよりも、今後おさせる気かどうか、許す気かどうかといふ方がいふと思ひますが、その点ちよつとお伺いいたします。

○辻田政府委員 お答え申し上げます。県の収入のことにつきましては、県知事が責任を持つて、いろいろ方法を考へておられます。これは教育的にどうかといふことにつきましては、直接文部省からこれを指示するといふようなことはできませんが、そのために弊害が起るといふようなことがはつきりわかりますれば、ある程度意見を言うことはできると思つております。しかし収入自体につきましては、県知事の責任においてやつておる次第でございます。

○今野委員 それから大学の問題について少しお伺いしたいと思います。学生の生活が非常に困難になつてゐる。そこで私この前の国会でも、高瀬文部大臣にいろいろと尋ねましたわけですが、育英資金が十分でないといふことも大臣は認められておつた。それからアルバイトがこれまた不十分で、とても問題にならない、その実情もよく知つておられたわけですか。そしてそれに対して何らかの方法はないかといふこ



の自由というものは、いつでもある制約のあるところにある。その制約といふのはどこから来るかというならば、私は、歴史的現実からその制約といふものは来る、かように思つておられます。だからわれわれの社会にある制約があつて、絶対自由でないということ、当然のことだと思つたのですけれども、そうしなければわれわれの大学は自由を持つていないかといへば、たとへば哲学を例にとるならば、どういふ研究をしてもらつともかまわない、ドイツのことさへも、どんなに研究してもらつともかまわないと思つて。今自由といふことを言われるのがはたして活用されておるだろうか、日本の大学はほんとうに自由々々といふほど学問に精進しておるだろうか、そういう点で自分たちは大いに反省したいと思つております。私は自由をたつとぶことにおいては、人後に落ちないつもりですけれども、自由といふものを概念的、抽象的に考え、そうして現に自分の手に握つておる自由を活用してないといふおそれはないだろうか、そういう点について、自分たちは反省を加えて行きたいと思つておられます。

**○今野委員** 私もその点でやや同感するところがあるのでございます。しかしながら、戦争前の時代もそうでありまして、その自由を活用せんとして一生懸命、勉強した者は、たとへば社会科学において、この世の中の矛盾を十分感じて、そういう矛盾についてはつきりともつじぐらに研究したいといふような人々だつたと思つたのであります。ところがやはり一番風当りの強いのがそこである。たとへば文学者がボ

ドレールを研究するとか、あるいは哲学者がカントやヘーゲルを研究するのには、自由がどうであるとか、どうでないとかいふ問題は、おそろしく起らないと思つておられます。おそろしく自由といふ問題は、権力者がそれに対して自由を抑えるから、自由といふ問題が起るのである。そういうことを考えてみれば、やはり依然として問題があるように考えられるわけでございます。そういう点について、ここで論争していてもしかたがありませんから、私はいかげんにやめますけれども、私がかく政治運動々々々々と言いますのが、たとへば学生は準備期だから、政治運動は、選挙のときに投票するくらいはいいけれども、そのほかは思わしくないと言つて。ところがこの間の選挙のありさまを見てみても、どの候補者も、どの候補者も——私はこれを必ずしも悪いと言つてはありませぬけれども、いわゆるアルバイト学生、これを自動車などにたくさん乗せて、ぞうして一日二百円とか三百円とかいふ賃金を払つて、食事などもみな支給して選挙運動をやらせている。最も俗悪な、と言つては失礼であります。その意味における政治運動が行われているわけでございます。しかも大学において、学生にとつて最も重要な大学法の問題、たとへば大学の程度を引下げるか引下げないかといふような問題、そのほか平和の問題、原子爆弾を禁止するかしないかといふような問題、こういう問題について学生が演説会をやつたり、あるいはまたそういう投票を集めたりすると、それは政治運動だかいらいけないといふふうに言われるのであつて、いかに何か一方に片寄つた

へんばなような感じを与えるのであります。こういう点についても、もつとけじめをはつきりしていただきたい。何をやられたのだから、さつぱりわからぬ。要するにじつとして黙つていければいいのだから、こつとつて学生が弱氣を失つてしまふ。弱氣を失ひ、魂を失つたところからは、ほんとうに学問を勉強しようといふ熱情は生れて来ない。ただ書齋の中にこもつておられさすれば勉強できるかといふと、そうではない、居眠りが出るだけである。ほんとうに世の中の動きに目を注ぎ、熱情を感じればこそ、そこに学問に対する熱情も生れて来るわけでありませぬ。そういう点に何か割り切れないものがあるのをごさいます。はたして学生の政治運動は絶対にいけないのかどうか、あるいはそれがどの程度まで許されているのか。もしはつきりしたじめがあるならば、教えていただきたいと思つておられます。

**○天野國務大臣** 今、今野さんが言われたようなことも、確かによく考えなければならぬと思つておられますけれども、先ほどから申していることを繰り返すようになりまして、私は研究の内容容について干渉しようといふことは、何も考えておりませぬ。一体今の学生諸君がどれだけ研究しているか、学生諸君が足りないのではないか、そういう点から、もつとほんとうに研究して行くといふことを、私は奨励いたしたいと思つておられます。

**政治活動の限界** というのは、政治活動といふ概念が非常にあいまいなものでありますから、今私ははつきり申しませんが、せひそれをはつきりさせた

と思つておられます。大体そういう考えを抱いておられます。

**○今野委員** 研究してないと言われまが、私は自然科学関係や何かの人たちを知つておられるが、非常によく勉強する。ところが、勉強しようにも図書一つそろえることができない。給料は安いし、研究室も十分に完備してない。そのために実験する場合でも、もつと試験管を買ただけで一ぱいだといふようなありさまだ。外国の図書など買ふ金は少しもない、こつとつてのが現在のありさまであります。従つてこれは教授の人、あるいは助手の人、あるいは学生の人——学生は特にいろいろな実験費や何か高くとられますから特に痛切に感ずる。そういう点を研究できるようなかつかうにしてみたい、こつとつてで方々へ陳情に行つたりするわけですが、それが実は政治運動だと言われるのです。そういう点ははたしてどうなのか。そういう点が円滑に行つて、ちやんと勉強できるよりにしてくれていければ、まだ話はわかりませんが、それがないからこそ政治的な問題にまでなるわけですが。

**○天野國務大臣** そういふ点については、私は研究してないといふわけではないのですけれども、研究が今十分だとは言えない。それについては、今、今野さんのおつしやるように、設備とか、いろいろなことでも十分だといふことは、私も当然認めます。だからできるだけ設備もいたしたいと思つておられるわけでございます。

**○今野委員** 大臣のお答えは、やはりある点は希望のところに立つておられる。つまり勉強しなければいけないといふのは、勉強できる状態を考へて

言つておられる。それから他の点については、今度は現実を考へて言つておられる。非常に便利に現実と理想とが使い分けられておられるように私は考へて、残念でならないのです。しかしその点を長く言うことはやめませぬ。

次にやはり大学の問題、さつき認定講習の問題にも関連することでお尋ねしたいのですが、この間中野区の教員の認定講習があつた。ところがこの認定講習を受けている人たちが集まつて、一人前五百五十円ずつお金を出して講師を奨励し、かつ若干の金品を差上げる。それによつて、まあいわば点を甘くしてもらつたといふようなことがあつて、二人の者が、そういうことを言つた。二人の仲間たちから、そんなことを言つたのはどうもけしからぬ、お前たちは講習は来るな、こつとつてお前二人は言われた、こつとつて事件が起つたのであります。ところが聞いてみると、東京のあららちからでそういう事柄が多少ともある。そうして教員から出さないまでも、PTAから出すとか、いろいろなかつかうで行つておられる。東京でもそうであるから、いなかへ行けば、もちろんそういうことは普通でしようといふような話も聞いたのであります。確かなことがわかつておられるのは、中野の事件だけでありませぬ。こつとつて、先ほどの認定講習といふものも、せつかく大騒ぎをして法律までつくつてやつておきながら、非常に頼りないものになることは明らかです。こつとつて認定講習の存否を決するよつな重大問題だと思つたのであります。この点についてお調べになつておられるかどうか。またお調

べになつておられるとすれば、それをどう  
か、お伺いしたいと思います。

○**稲田政府委員** お話のような事実につ  
きましては、私もまだ承知いたし  
ておりません。ただお話のごとき事実  
がありといたしたならば、それは  
認定講習の本旨にもとることござ  
います。もとより認定講習は、地方教  
育委員会が自主的な主体となつて、教  
員代表あるいは大学その他協議会を  
つくつて、運営をしておられるのであ  
ります。そういふような事実がござ  
いますれば、東京都として善処せられ  
ることとは考えられますけれども、お  
れわれとしても、よくその事情は調査  
いたしたいと考えております。

○**今野委員** 次にもう一つ大学につ  
いてお伺いいたします。これは小学校で  
も、港区の南山小学校など、出て来て  
おるようでありますが、文部省直接に  
御関係の直轄学校で、今度外人の教師  
を大体五十人限度で雇いになるとい  
うお話でございます。それで大体これ  
の予算はどのくらいかというのを文  
部省にお尋ねしましたら、宿舎なんか  
については、半数ほどは職前からのが  
ある、それを修繕して入れる。それか  
らその他のものについては、百五十万  
四ぐらいの予算で建てるつもりだ、こ  
ういふお話でした。それでは給料はど  
のくらい出すのかと言つたら、大体月  
三万五千円ぐらいであるといふお答え  
でありました。しかしどうも事務当局  
から聞いたのは、間違ひではないかと  
思つて居るのです。というのは、この  
間の進駐軍の将校の家を建てるとき  
も、あれは二千円で五十二億円であり  
まして、一月当り二百六十万円です。

そうするとどうもアメリカあたりの習  
慣から考へてみて、将校よりもつと  
大学の教師の方が社会的な地位は高い  
ように考えられる。それがどうも腑に  
落ちない。それからもう一つは、それ  
よりもつと大きい問題は、給料が三万  
五千円だといふのでありますが、大体  
向うの大学教授の給料を調べてみま  
したら、月に見積ると最低一千ドルか  
一番高いのは三千ドルくらいあるよ  
うであります。もつと高いのもあるか  
もしれませんが、たとへば湯川さんが  
ノーベル賞をもらつてから三千ドルと  
いふような話であります。初めは一千  
ドル、朝永君が大体一千ドルちよつと  
下まるといふような話であります。

た。一千ドルといへば、日本で三十六  
万円ですから、三十六万円ないし百万  
円というところになるわけでありま  
す。それを三万五千円しか予算をとつ  
てないといふのは納得できないので  
す。ほかの会社の例や何かを調べてみ  
ましたら、大体四十万円とか五十万  
円、あるいは丸善石油のある技師のこ  
ときは五千ドルとその上に手当がつ  
く、それで手当を含めると二百八十万  
円というところになっておるようであ  
ります。しかし粗漏の点もあるかもしれ  
ませんが、とにかくくるでけたが違  
うのです。そういう点は、一体ほんとう  
はどうでありますか、率直にお聞かせ  
願いたいと思つて居ます。

○**稲田政府委員** 実はたゞいまのお話  
の点は、まだ相談中でございます。こ  
ういふ計画であるといつて、まだ国  
会に御報告するやうな段階にも到達し  
ていないのでございます。従つて今日  
予算を要求するにあたりましては、要  
求予算の根本を文部省といたしまして

も、まだはつきりきめてないやうな状  
態であります。ただ大よその考え方と  
いたしまして、今日各大学につきまし  
て、修繕可能な外人用の家屋がどのく  
らいあるか、これを調査いたしてお  
ります。あるいは借上げとかその他の方  
法でどのくらい使えるかと、いうこと  
を考へております。それでもし年度内  
に予算のないし予備金の処置ができ  
ますれば、多少でもこの計画がきまり  
ますれば、そうした借舎の修繕にとり  
かかりたいと考えております。お話を  
計数は、おそろしくこうした修繕費の坪  
当り単価等についていろいろ検討して  
おる点が、お耳に達したのじやないか  
と思つて居ます。まだ未定であります。

それから修繕の問題、これは実は私  
どももまだ詳細にかんていないのでご  
ざいますけれども、ある部分はアメリ  
カの方で持たれると思つて、一部は  
日本政府の方で予算化するといふ問題  
が、おそろしく起るだらうと思つて  
居ます。その場合の年額等もまだ未定でござ  
いますけれども、もう少しはつきりいた  
しましたら、できるだけ早い機会にお  
答えいたしたいと思つて居ます。

○**今野委員** その点も占領費や何かも  
あとで扱わなければならないといふこ  
とは、この間も阿波丸の事件ではつき  
りしたわけでありまして、結局われ  
われ国民にとつて大きな負担になり、  
特に非常にコントラストのはげしいの  
は、今の大学の教授や何かは、非常に  
貧乏です、学校も貧乏です、研究費も  
ない、書物も買いたくない、こういうよ  
うな条件があります。それで外人の教  
師が来たら、これによつて日本の教育  
が向上できるかといふと、とてもく  
であります。それだけの金があるのな

ら、大学に十分な施設をする、それか  
ら研究費も増してやる、こういうこと  
が先になされなければならないと思  
つて居ます。この前の国会でも、図  
書館法がしかれていながら、予算が少  
しもない、これは私はどうも腑に落ち  
ない。それに反してC・I・Eの図書  
館の方はさつそく各地につくる。こ  
ういふやうなことで、日本の図書館に對  
しては一銭も金を出さないで、あつち  
の方は見返り資金から出す。これはど  
うも、やはり均衡を失するようと思  
つて居ます。それではもう少し自主的  
にできないものかと思つて居ます。その点あ  
まり均衡を失すると、国民に對しても、  
学生に對しても、非常におかしな感じ  
を与える。そうしてかえつて教育の目  
的に沿わなくなるおそれがあるわけ  
でございますが、この点を十分考慮して  
いたいただきたいと思つて居ります。

○**長野委員** 文部大臣は四時が来ま  
す。必ずお出掛けの面がありますから  
……。

○**今野委員** 実は大学の問題で、もう  
一つ公務員特例法に關係した問題をお  
聞きしたいと思つておるのであります  
が、ちよつとめんどうで……。

○**長野委員** 大臣は今日は絶対都合  
がつかない御事情があるやうです。

○**今野委員** それではこの次にまわし  
ていただければたいへん好都合だと思  
つて居ります。

○**長野委員** それではまわします。  
○**天野國務大臣** ちよつとよんどころ  
ない用事がありますので、途中でたい  
へん失礼であります。委員会には、  
いつでもまた出席いたしますから……。

○**笹森委員** 小さな問題ですが、實際  
の問題でひとつお尋ねしたいと思つて  
居ります。

○**辻田政府委員** たゞいまのお尋ねで  
ございますが、実はお尋ねの件につき

ましては、管理局の方が直接関係して  
おりますので、詳細なことは私からお  
答えできかねるのであります。ただわ  
れわれとして今努力しております点に  
ついてだけ申し上げたい、と申します  
のは、実は一人当り小学校については  
〇・七坪を基準にいたしまして、御承  
知の通り前年度と本年度におきまして  
六十億の予算をいたしまして、それ  
によつて充実に行くようにしてある  
のであります。なおこの〇・七坪を  
完全に実施いたしますためには、な  
お四十三億余りの金が足りないのた  
りです。それで文部省といたしまして  
は、この問題を解決するために、でき  
れば補正予算等におきましてお認めを  
願うようにいたしたいというふうな考  
えておる次第でございます。なお〇・  
七坪だけでは、十分なことができませ  
んのので、次の計画といたしましては、  
小学校については一坪でございます。  
それから中学校につきましては一・二  
坪という基準といたしまして、それに  
達するようにいたしたい。その場合  
に、それらの地方の実情によりまし  
て、ただいまお話がございましたよう  
に、雨天体操場、雪天体操場というよ  
うなものにつきましても、十分考慮い  
たしまして、この点の遺憾のないよう  
にいたしたいと考えておる次第でござ  
います。現在の六十億の実施状況と  
いうことにつきましては、関係局長よ  
り適當の機会に御説明をするようにい  
たしたいと思ひます。

もう一つの点をお聞きしておきたい  
と思ひますのは、特に積雪寒冷地帯に  
おける教員が、北海道においては石炭  
の特別手当を受けることができるよう  
に、前の内閣のときにも、ずつと前の  
ときにも、これが問題となり、北海道  
だけは実施されておるのであります。が、  
北海道と比較して少しもかわりか  
ないと思われれば隣接した県において、  
非常に痛烈な要望が実は出ておるので  
あります。この問題に關しまして、当  
局は今どういふ配慮をしておるか。そ  
の点を簡単によろしくございませうか  
ら、實際においてやつておられます点  
について、また見通しについて御説明  
をお願いしたいと思います。

〇坂本(委)委員 大臣がおられなくな  
つたから、質問の機会がなくなつたの  
であります。が、認定講習の問題につ  
いては、政府当局も非常に努力してお  
られますし、委員長その他理事の方々  
も司令部に行かれて努力しておられる  
と思ひますが、この問題は非常にせつ  
ぱ詰つた問題であります。しかし今ま  
での政府の答弁を聞いてみますと努力  
はするけれどもという程度で、はたし  
て第七條が改正になるかどうかという  
問題が、はつきりしていないわけであ  
ります。そこで三年が六年になるとい  
うので、全国的に六年に延ばすとい  
うので、この認定講習を始めたところ  
は、田沼にやつておるのであります。が、  
各府県においては、三年の計画によつ  
て、そのままに講習を行つて、改正  
は別に考えておる、こういう態度に  
出ているところが、やはり實際上拒否  
しておるといふような結果になつてお  
ると見られないわけでもないのです。  
そこで、これは何としても、この国会  
の期日もあと一週間くらいしかないの  
で、この改正案を国会に出されるのか  
どうか、二十一日の持ち帰り閣議で、  
この改正案は決定したとお話も聞  
いておるのであります。これはどうわ  
さです。そこで、もし政府側でその用  
意ができたならば、委員長初め理事  
の方々の御配慮によつて、委員会案と  
してでも、国会の運用上出せないわけ  
ではないのであります。條文の改正  
も技術的に簡単なものであります。か  
ら、ぜひこれだけはお願ひしたいと思  
ひます。しかし裏にはいろいろ御苦勞  
なめんどうがあると思ひますけれど

も、ぜひともこれだけは改正案を出し  
て、本国会で通過するようにいたした  
い念願でございます。それから、そうい  
うに政府の方と委員長並びに理事の方  
方にひとつ御配慮を願ひまして、ぜひ  
とも改正を実現できるように要望いたし  
たいと思ひます。

〇長野委員長 ちよつと速記をとめて  
下さい。  
〔速記中止〕  
〇長野委員長 速記を始めてくださ  
い。それでは本日はこれをもつて散会  
いたします。

午後四時十一分散会

〇菅森委員 管理局の局長が直接の責  
任であることは承知しておるのであり  
ますが、實際に使用します初等局長の方  
から実は伺つたわけでありませう。適當  
な機会に管理局から聞き、あるいは資

〇辻田政府委員 たいまお話がござ  
いましたように、北海道と東北の關係  
でございますが、その東北地方におき  
ましても、北海道と同様、あるいは北  
海道以上に寒いところもあるわけでござ  
います。また雪の關係におきまして  
も、考慮しなければならぬ点がござ  
います。従来大蔵省等に要求をしておる次  
第でございます。明年の予算におきま  
しても、この点についてできるだけ努  
力をいたしたいというふうな考へてお  
る次第でございます。

〇菅森委員 それでは、本年のことに  
はならぬのでございませうか。その点特  
別措置の配慮はないのでございませう  
か。そこをばつきりしていただきた  
いと思ひます。  
〇辻田政府委員 本年度予算には、そ  
の点が解決してないようございま

〇坂本(委)委員 大臣がおられなくな  
つたから、質問の機会がなくなつたの  
であります。が、認定講習の問題につ  
いては、政府当局も非常に努力してお  
られますし、委員長その他理事の方々  
も司令部に行かれて努力しておられる  
と思ひますが、この問題は非常にせつ  
ぱ詰つた問題であります。しかし今ま  
での政府の答弁を聞いてみますと努力  
はするけれどもという程度で、はたし  
て第七條が改正になるかどうかという  
問題が、はつきりしていないわけであ  
ります。そこで三年が六年になるとい  
うので、全国的に六年に延ばすとい  
うので、この認定講習を始めたところ  
は、田沼にやつておるのであります。が、  
各府県においては、三年の計画によつ  
て、そのままに講習を行つて、改正  
は別に考えておる、こういう態度に  
出ているところが、やはり實際上拒否  
しておるといふような結果になつてお  
ると見られないわけでもないのです。  
そこで、これは何としても、この国会  
の期日もあと一週間くらいしかないの  
で、この改正案を国会に出されるのか  
どうか、二十一日の持ち帰り閣議で、  
この改正案は決定したとお話も聞  
いておるのであります。これはどうわ  
さです。そこで、もし政府側でその用  
意ができたならば、委員長初め理事  
の方々の御配慮によつて、委員会案と  
してでも、国会の運用上出せないわけ  
ではないのであります。條文の改正  
も技術的に簡単なものであります。か  
ら、ぜひこれだけはお願ひしたいと思  
ひます。しかし裏にはいろいろ御苦勞  
なめんどうがあると思ひますけれど

〇菅森委員 管理局の局長が直接の責  
任であることは承知しておるのであり  
ますが、實際に使用します初等局長の方  
から実は伺つたわけでありませう。適當  
な機会に管理局から聞き、あるいは資

〇辻田政府委員 たいまお話がござ  
いましたように、北海道と東北の關係  
でございますが、その東北地方におき  
ましても、北海道と同様、あるいは北  
海道以上に寒いところもあるわけでござ  
います。また雪の關係におきまして  
も、考慮しなければならぬ点がござ  
います。従来大蔵省等に要求をしておる次  
第でございます。明年の予算におきま  
しても、この点についてできるだけ努  
力をいたしたいというふうな考へてお  
る次第でございます。

昭和二十五年八月十一日印刷

昭和二十五年八月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局